

住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案及び住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案 に関する意見の募集について

平成 29 年 9 月 21 日
国土交通省、厚生労働省

国土交通省及び厚生労働省では、本年 6 月 16 日に公布された「住宅宿泊事業法」（平成 29 年法律第 65 号）に基づき、「住宅宿泊事業法施行令（仮称）」及び「住宅宿泊事業法施行規則（仮称）」等を定めることを予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案について（別添 1）、住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案について（別添 2）

2. 意見募集期間

平成 29 年 9 月 21 日（木）～平成 29 年 10 月 11 日（水）（必着）

3. 意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省観光庁観光産業課まで御意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) 電子メールの場合 メールアドレス： hqt-kankousangyoka@ml.mlit.go.jp
（電子メールの題名を「住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案及び住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案に関する意見」として下さい。）
- (2) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1585
（「国土交通省観光庁観光産業課 パブリックコメント担当」宛へお送りください。）
- (3) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省観光庁観光産業課 パブリックコメント担当 宛
（「住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案及び住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案に関する意見」と明記して下さい。）

4. 注意事項

①提出された御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。

※ただし、御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の

際に当該箇所を伏せさせていただきます。

- ②期限までに到着しなかったもの、上記の意見送付方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。
- ③氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

5. 閲覧又は資料の入手の方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、観光庁観光産業課において資料を配布します。

国土交通省観光庁観光産業課 パブリックコメント担当 宛

住宅宿泊事業法施行令（仮称）の案及び住宅宿泊事業法施行規則（仮称）等の案に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分：)